

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく市場アクセスの改善に関する議定書 (鶏肉、牛肉及びオレンジ生果の枠内税率に関する合意)

メキシコ産農産品5品目に対する関税措置

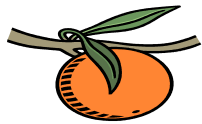
このうち、鶏肉、牛肉及びオレンジ生果の枠内税率について協議。



鶏肉：当初1年間は市場開拓枠10トン(無税)
2～5年目の関税率は1年目に協議
(2年目の税率は合意に至らなかったため、3～5年目の関税率を協議)
 (特惠輸入枠：2年目2,500トン 5年目8,500トン)



牛肉：当初2年間は市場開拓枠10トン(無税)
3～5年目の関税率は2年目に協議
 (特惠輸入枠：3年目3,000トン 5年目6,000トン)



オレンジ生果：当初2年間は市場開拓枠10トン(無税)
3～5年目の関税率は2年目に協議
 (特惠輸入枠：3年目2,000トン 5年目4,000トン)

豚肉：従価税率半減の特惠輸入枠を設定
 (1年目38,000トン 5年目80,000トン)

オレンジジュース：関税率半減の特惠輸入枠を設定
 (1年目4,000トン 5年目6,500トン(濃縮換算))

3～5年目の関税率に関する合意内容

鶏肉：2004年度初めにおける実行最恵国税率の10～40%を引下げる。

(例)	引下げ幅	適用税率
冷凍鶏肉(もも/骨付き)	20%	(8.5% 6.8%)
鶏肉調製品(ソーセージ等を除く/牛・豚肉を含まないもの)	40%	(6.0% 3.6%)

牛肉：2003年度初めにおける実行最恵国税率の10～40%を引下げる。

(例)	引下げ幅	適用税率
牛肉(骨無し/生鮮・冷蔵・冷凍(一部除外))	20%	(38.5% 30.8%)
牛内臓肉(冷凍/タン)	40%	(12.8% 7.6%)

オレンジ生果：2004年度初めにおける実行最恵国税率の50%を引下げる。

	引下げ幅	適用税率
6/1～11/30に輸入したもの	50%	(16.0% 8.0%)
12/1～5/31に輸入したもの	50%	(32.0% 16.0%)

注：日本からメキシコへ上記3品目を輸出する場合も上記と同様の措置を受ける。

<参考>

日本産鉱工業品に対する関税措置

ほぼ全ての鉱工業品について10年以内に関税を撤廃



自動車：乗用車及び大型を除くバス・トラックについて、協定発効年から6年目まで、各々の前年の墨国内販売台数の5%の新規無税枠を設定。7年目から自由化。



鉄鋼：全ての鉄鋼製品について、10年以内に関税を撤廃。そのうち、輸出額の約8割に相当する特定業種向け製品については即時撤廃。

自動車の対メキシコ貿易動向

協定発効後1年間で、自動車の対メキシコ輸出額は約45.5%増加。

2004年度 888億円 2005年度 1,292億円

日・メキシコEPA発効の前後に、自動車・自動車部品メーカー等がメキシコで工場拡張、新工場・販売会社の設立等を実施。現在、自動車大手8社がメキシコで自動車を販売中。